

新人委第 17 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の
取扱いについて

標記について下記のとおり定めたので、通知します。

記

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合に係る新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 33 号）（以下「規則」という。）第 3 条の規定による届出について、正規の届出がなくても届出の目的を達し得ると認めるときは、その届出に代わる適宜の措置をもって、正規の届出があったものとして取り扱うことができる。

利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた職員に支給する通勤手当の額について、引き続き当該交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として算出したものによる時。

ア 定期券（規則第 4 条第 1 項に規定する定期券をいう。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウに掲げるものを除く。）当該通勤手当に係る支給単位期間（条例第 14 条の 2 第 7 項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最後の月の翌月

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウに掲げるものを除く。）当該交通機関等の運賃等の値上げ等の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

ウ 規則第 17 条第 4 項各号に掲げる通勤手当当該各号に定める期間に係る最後の月の翌月

平均1箇月当たりの通勤所要回数の変動に伴い条例第14条の2第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額又は同条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額に変更が生じた交替制勤務に従事する職員等に支給する通勤手当の額について、引き続き当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、当該変動があった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当該変動後の平均1箇月当たりの通勤所要回数を基礎として算出したものによるとき。